

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 電気通信事業 第一節 総則（第六条―第八条） 第二節 事業の登録等（第九条―第十八条） 第三節 業務（第十九条―第四十条） 第四節 電気通信設備 第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条―第五十一条） 第二款 端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条） 第五節 指定試験機関等 第一款 指定試験機関（第七十四条―第八十五条） 第二款 登録講習機関（第八十五条の二―第八十五条の十五） 第三款 登録認定機関（第八十六条―第一百三条） 第四款 承認認定機関（第一百四条・第一百五条） 第六節 基礎的電気通信役務支援機関（第一百六条―第一百十六条）	目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 電気通信事業 第一節 総則（第六条―第八条） 第二節 事業の登録等（第九条―第十八条） 第三節 業務（第十九条―第四十条） 第四節 電気通信設備 第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備（第四十一条―第五十一条） 第二款 端末設備の接続等（第五十二条―第七十三条） 第五節 指定試験機関等 第一款 指定試験機関（第七十四条―第八十五条） 第二款 登録認定機関（第八十六条―第一百三条） 第三款 承認認定機関（第一百四条・第一百五条） 第六節 基礎的電気通信役務支援機関（第一百六条―第一百十六条）

第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第一百七十七条―第二百二十七条）

第二節 土地の使用（第二百二十八条―第四百十三条）

第四章 電気通信紛争処理委員会

第一節 設置及び組織（第四百四十四条―第五百五十三条）

第二節 あつせん及び仲裁（第五百五十四条―第五百五十九条）

第三節 諮問等（第六百六十条―第六百六十二条）

第五章 雑則（第六百六十三条―第六百七十六条）

第六章 罰則（第六百七十七条―第六百九十三条）

附則

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 業務区域

三 電気通信設備の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

2
（略）

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 第一項の届出をした者は、第四十一条第三項の規定により新たに指定

第三章 土地の使用等

第一節 事業の認定（第一百七十七条―第二百二十七条）

第二節 土地の使用（第二百二十八条―第四百十三条）

第四章 電気通信紛争処理委員会

第一節 設置及び組織（第四百四十四条―第五百五十三条）

第二節 あつせん及び仲裁（第五百五十四条―第五百五十九条）

第三節 諮問等（第六百六十条―第六百六十二条）

第五章 雑則（第六百六十三条―第六百七十六条）

第六章 罰則（第六百七十七条―第六百九十三条）

附則

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 業務区域

三 電気通信設備の概要（第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

2
（略）

3 第一項の届出をした者は、同項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第三号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

3 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、基礎的電気通信役務以外の電気通信役務のうち、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として指定することができる。

4 前項の規定により指定された電気通信事業者は、同項の総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（第一項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

第四節 電気通信設備

第一款 電気通信事業の用に供する電気通信設備

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備（その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（前項に規定する電気通信設備を除く。）を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

5| 第一項、第二項及び前項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一〇五 (略)

(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)

第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、前条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備（総務省令で定めるものを除く。）が、同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

2 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとするときは、当該変更後の前条第一項に規定する電気通信設備（前項の総務省令で定めるものを除く。）が、同条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項又は前項の規定により確認した場合には、当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第二項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

3| 前二項の技術基準は、これにより次の事項が確保されるものとして定められなければならない。

一〇五 (略)

(電気通信事業者による電気通信設備の自己確認)

第四十二条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、前条第一項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備（総務省令で定めるものを除く。）が、同項の総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。

2 前項の規定は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が第十条第一項第三号又は第十六条第一項第三号の事項を変更しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該電気通信設備」とあるのは、「当該変更後の前条第一項に規定する電気通信設備」と読み替えるものとする。

3 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により確認した場合には、同項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が前条第二項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとする場合について準用する。この場合において、第二項中「前条第一項」とあるのは、「前条第二項」と読み替えるものとする。

5| 第一項から第三項までの規定は、前条第三項の規定により指定された電気通信事業者について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項」と、同項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

6| 前条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に前項において読み替えて準用する第一項の規定によりすべき確認及び当該確認に係る前項において準用する第三項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、前項において読み替えて準用する第一項中「前条第四項に規定する電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該」とあるのは「前条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に、同条第四項に規定する」と、前項において準用する第三項中「当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

(技術基準適合命令)

第四十三条 総務大臣は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備が同項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 前項の規定は、第四十一条第二項又は第四項に規定する電気通信設備が当該各項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認める場合について準用する。

(管理規程)

(技術基準適合命令)

第四十三条 総務大臣は、第四十一条第一項に規定する電気通信設備が同項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように当該設備を修理し、若しくは改造することを命じ、又はその使用を制限することができる。

2 前項の規定は、第四十一条第二項に規定する電気通信設備が同項の総務省令で定める技術基準に適合していないと認める場合について準用する。

(管理規程)

第四十四条 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項、第二項又は第四項に規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

2| 管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備統括管理者の選任に関する事項

3| 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

4| 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、「同条第三項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に」とする。
(管理規程の変更命令等)

第四十四条 電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項又は第二項に規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

2| 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

第四十四条の二 総務大臣は、電気通信事業者が前条第一項又は第三項の規定により届け出た管理規程が同条第二項の規定に適合しないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、電気通信事業者が管理規程を遵守していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために必要な限度において、管理規程を遵守すべきことを命ずることができる。

（電気通信設備統括管理者）

第四十四条の三 電気通信事業者は、第四十四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、電気通信設備の管理に関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、電気通信設備統括管理者を選任しなければならない。

2 電気通信事業者は、電気通信設備統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

（電気通信設備統括管理者等の義務）

第四十四条の四 電気通信設備統括管理者は、誠実にその職務を行わなけ

ればならない。

- 2 電気通信事業者は、電気通信役務の确实かつ安定的な提供の確保に関し、電気通信設備統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならぬ。

（電気通信設備統括管理者の解任命令）

第四十四条の五 総務大臣は、電気通信設備統括管理者がその職務を怠つた場合であつて、当該電気通信設備統括管理者が引き続きその職務を行うことが電気通信役務の确实かつ安定的な提供の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、電気通信事業者に対し、当該電気通信設備統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

（電気通信主任技術者）

第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し総務省令で定める事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

- 3 第四十一条第三項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一項の規定によりすべき選任は、その指定の日から三月以内にしなければならない。

（電気通信主任技術者）

第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（電気通信主任技術者等の義務）

第四十九条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に行わなければならない。

2| 電気通信事業者は、電気通信主任技術者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

3| 電気通信事業者は、電気通信主任技術者のその職務を行う事業場における事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する助言を尊重しなければならず、事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者は、電気通信主任技術者がその職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

4| 電気通信事業者は、総務省令で定める期間ごとに、電気通信主任技術者に、第八十五条の二第一項の規定により登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に関する講習（次節第二款、第七百七十四条第一項及び別表第一において「講習」という。）を受けさせなければならない。

（端末機器技術基準適合認定）

第五十三条 第八十六条第一項の規定により登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）は、その登録に係る技術基準適合認定（前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していることの認定をいう。以下同じ。）を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器（総務省令で定める種類の端末設備の機器をいう。以下同じ。）が前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合

（電気通信主任技術者の義務）

第四十九条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（端末機器技術基準適合認定）

第五十三条 第八十六条第一項の規定により登録を受けた者（以下「登録認定機関」という。）は、その登録に係る技術基準適合認定（前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していることの認定をいう。以下同じ。）を受けようとする者から求めがあつた場合には、総務省令で定めるところにより審査を行い、当該求めに係る端末機器（総務省令で定める種類の端末設備の機器をいう。以下同じ。）が前条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合

認定を行うものとする。

2 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定をしたときは、総務省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付さなければならない。

3 何人も、前項（第四百四条第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第四百四条第七項において準用する場合を含む。）、第六十五条、第六十八条の二又は第六十八条の八第三項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器又は端末機器を組み込んだ製品にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

（妨害防止命令）

第五十四条 総務大臣は、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であつて前条第二項又は第六十八条の八第三項の表示が付されているものが、第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合認定を受けた者に対し、当該端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（表示が付されていないものとみなす場合）

第五十五条 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であつて第五十三条第二項又は第六十八条の八第三項の規定により表示が付されているものが第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準

認定を行うものとする。

2 登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定をしたときは、総務省令で定めるところにより、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を付さなければならない。

3 何人も、前項（第四百四条第四項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第四百四条第七項において準用する場合を含む。）又は第六十五条の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

（妨害防止命令）

第五十四条 総務大臣は、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であつて前条第二項の表示が付されているものが、第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該技術基準適合認定を受けた者に対し、当該端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（表示が付されていないものとみなす場合）

第五十五条 登録認定機関による技術基準適合認定を受けた端末機器であつて第五十三条第二項の規定により表示が付されているものが第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合にお

に適合していない場合において、総務大臣が電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該端末機器は、第五十三条第二項又は第六十八条の八第三項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2
(略)

(同一の表示を付することができる場合)

第六十八条の二 第五十三条第二項(第一百四条第四項において準用する場合を含む。)、第五十八条(第一百四条第七項において準用する場合を含む。)、若しくは第六十五条又は第六十八条の八第三項の規定により表示が付されている端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第一百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。))の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。以下「適合表示端末機器」という。)を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示端末機器に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができる。

(修理業者の登録)

第六十八条の三 特定端末機器(適合表示端末機器に限る。以下この条、次条及び第六十八条の七から第六十八条の九までにおいて同じ。)の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

いて、総務大臣が電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該端末機器は、第五十三条第二項の規定による表示が付されていないものとみなす。

2
(略)

二 事務所の名称及び所在地

三 修理する特定端末機器の範囲

四 特定端末機器の修理の方法の概要

五 修理された特定端末機器が第五十二条第一項の総務省令で定める

技術基準に適合することの確認（次項、次条及び第六十八条の七から第六十八条の九までにおいて「修理の確認」という。）の方法の概要

3 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、特定端末機器の修理の方法及び修理の確認の方法を記載した修理方法書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準）

第六十八条の四 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 特定端末機器の修理の方法が、修理された特定端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与え、るおそれが少ないものとして総務省令で定める基準に適合することであること。

二 修理の確認の方法が、修理された特定端末機器が第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合することを確認できるものであること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 第六十八条の十一の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。

二 法人であつて、その役員のうちに前号に該当する者があること。

3 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（登録簿）

第六十八条の五 総務大臣は、第六十八条の三第一項の登録を受けた者（以下「登録修理業者」という。）について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第六十八条の三第二項各号に掲げる事項

（変更登録等）

第六十八条の六 登録修理業者は、第六十八条の三第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第六十八条の三第三項及び第六十八条の四の規定は、第一項の変更登録について準用する。

4 登録修理業者は、第六十八条の三第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、修理方法書を変更したとき（第一項の変更登録を受けたときを除く。）又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

ならない。

（登録修理業者の義務）

第六十八条の七 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

2 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理する場合には、総務省令で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。

（表示）

第六十八条の八 登録修理業者は、その登録に係る特定端末機器を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特定端末機器に修理をした旨の表示を付さなければならない。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において端末機器に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特定端末機器の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特定端末機器に、第五十三条第二項（第四百四条第四項において準用する場合を含む）、第五十八条（第四百四条第七項において準用する場合を含む）、第六十五条又はこの項の規定により当該特定端末機器に付されている表示と同一の表示を付することができる。

（登録修理業者に対する改善命令等）

第六十八条の九 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の四第一項各号

のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2| 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の七の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3| 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特定端末機器が、第五十二条第一項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特定端末機器の使用により電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に妨害を与えるおそれがあると認める場合において、当該妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特定端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（廃止の届出）

第六十八条の十 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2| 前項の規定による届出があつたときは、第六十八条の三第一項の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し）

第六十八条の十一 総務大臣は、登録修理業者が第六十八条の四第二項第二号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2| 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、

その登録を取り消すことができる。

一 第六十八条の六第一項若しくは第四項又は第六十八条の八第一項の規定に違反したとき。

二 第六十八条の九の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第六十八条の三第一項の登録又は第六十八条の六第一項の変更登録を受けたとき。

(登録の抹消)

第六十八条の十二 総務大臣は、第六十八条の十第二項の規定により登録修理業者の登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録修理業者の登録を取り消したときは、当該登録修理業者の登録を抹消しなければならない。

(端末設備の接続の検査)

第六十九条 利用者は、適合表示端末機器を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

(端末設備の接続の検査)

第六十九条 利用者は、第五十三条第二項(第百四条第四項において準用する場合を含む。)、第五十八条(第百四条第七項において準用する場合を含む。)又は第六十五条の規定により表示が付されている端末機器(第五十五条第一項(第六十一条、前条並びに第百四条第四項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により表示が付されていないものとみなされたものを除く。)を接続する場合その他総務省令で定める場合を除き、電気通信事業者の電気通信回線設備に端末設備を接続したときは、当該電気通信事業者の検査を受け、その接続が第五十二条第一項の技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。これを変更したときも、同様とする。

第二款 登録講習機関

（登録講習機関の登録）

第八十五条の二 講習の実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行う者は、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録を受けようとする別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分

三 事務所の名称及び所在地

四 講習の講師の選任に関する事項

五 講習事務の開始の予定期日

3 前項の申請書には、講習事務の実施に関する計画を記載した書類その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準）

第八十五条の三 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者の行う講習事務が、別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分に応じ、当該各項の科目の欄に掲げる科目について、それぞれ当該各項の講師の欄に掲げる者のいずれかに該当する者が講師として従事するものであるときは、その登録をしなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けること

ができない。

一 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第八十五条の十三第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があつること。

3 前条及び前二項に規定するもののほか、同条第一項の登録に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（登録の更新）

第八十五条の四 第八十五条の二第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第八十五条の二第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録簿）

第八十五条の五 総務大臣は、登録講習機関について、登録講習機関登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 第八十五条の二第二項第一号から第三号までに掲げる事項

（登録の公示等）

第八十五条の六 総務大臣は、第八十五条の二第一項の登録をしたとき

は、登録講習機関の氏名又は名称及び住所並びに登録に係る別表第一の各項の講習の欄に掲げる講習の区分、講習事務を行う事務所の所在地及び講習事務の開始の日を公示しなければならない。

2| 登録講習機関は、第八十五条の二第二項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3| 総務大臣は、前項の規定による届出（登録講習機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は講習事務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。）があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（講習事務の実施に係る義務）

第八十五条の七 登録講習機関は、公正に、かつ、第八十五条の三第一項の規定及び総務省令で定める基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

（講習事務規程）

第八十五条の八 登録講習機関は、その登録に係る講習事務に関する規程（次項において「講習事務規程」という。）を定め、講習事務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 講習事務規程には、講習の実施方法、講習に関する料金その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十五条の九 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事

業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第九十五条第二項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第九十五条及び第九十二条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（帳簿の備付け等）

第八十五条の十 登録講習機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに講習事務に関する事項で総務省令で定めるものを記

載し、及びこれを保存しなければならない。

（改善命令等）

第八十五条の十一 総務大臣は、登録講習機関が第八十五条の三第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録講習機関が第八十五条の七の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（講習事務の休廃止）

第八十五条の十二 登録講習機関は、その登録に係る講習事務を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 登録講習機関が講習事務の全部を廃止したときは、当該登録講習機関の登録は、その効力を失う。

3 総務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（登録の取消し等）

第八十五条の十三 総務大臣は、登録講習機関が第八十五条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、

その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第八十五条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第八十五条の十一の規定による命令に違反したとき。

四 不正な手段により第八十五条の二第二項の登録又はその更新を受けたとき。

3 総務大臣は、第一項若しくは前項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（登録の抹消）

第八十五条の十四 総務大臣は、第八十五条の四第一項若しくは第八十五条の十二第二項の規定により登録講習機関の登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により登録講習機関の登録を取り消したときは、当該登録講習機関の登録を抹消しなければならない。

（総務大臣による講習事務の実施）

第八十五条の十五 総務大臣は、第八十五条の二第一項の登録を受けた者がいないとき、第八十五条の十二第一項の規定による講習事務の休止又は廃止の届出があつたとき、第八十五条の十三第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消し、又は同項の規定により登録講習機関に対し講習事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録講習機関が天災

その他の事由によりその登録に係る講習事務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、講習事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2| 総務大臣は、前項の規定により講習事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる講習事務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を公示しなければならない。

3| 総務大臣が第一項の規定により講習事務を行うこととした場合における講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

第三款 登録認定機関

(登録認定機関の登録)

第八十六条 端末機器について、技術基準適合認定の事業を行う者は、総務省令で定める事業の区分(以下この節において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2・3 (略)

(登録の基準)

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第二に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合認定を行うものであること。

二 別表第三に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して

第二款 登録認定機関

(登録認定機関の登録)

第八十六条 端末機器について、技術基準適合認定の事業を行う者は、総務省令で定める事業の区分(この節において単に「事業の区分」という。)ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

2・3 (略)

(登録の基準)

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が技術基準適合認定を行うものであること。

二 別表第二に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して

一年以内のものに限る。)を使用して技術基準適合認定を行うものであること。

イ、ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

(登録簿)

第八十九条 総務大臣は、登録認定機関について、登録認定機関登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 (略)

(登録の公示等)

第九十条 (略)

2 登録認定機関は、第八十六条第二項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出(登録認定機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。)があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合認定の義務等)

第九十一条 (略)

2 登録認定機関は、前項の審査を行うときは、総務省令で定める方法に従い、別表第二に掲げる条件に適合する知識経験を有する者(以下「認

一年以内のものに限る。)を使用して技術基準適合認定を行うものであること。

イ、ニ (略)

三 (略)

2・3 (略)

(登録簿)

第八十九条 総務大臣は、登録認定機関の登録を受けた者について、登録認定機関登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一 登録認定機関の登録及びその更新の年月日並びに登録番号

二 (略)

(登録の公示等)

第九十条 (略)

2 登録認定機関は、第八十六条第二項第一号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(技術基準適合認定の義務等)

第九十一条 (略)

2 登録認定機関は、前項の審査を行うときは、総務省令で定める方法に従い、別表第一に掲げる条件に適合する知識経験を有する者(以下「認

定員」という。）に行わせなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第九十五条 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

（登録の取消し等）

第百条 (略)

2 総務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第九十七条の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第八十六条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

3 (略)

第四款 承認認定機関

第百四条・第百五条 (略)

定員」という。）に行わせなければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第九十五条 登録認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第九十二条第三号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

（登録の取消し等）

第百条 (略)

2 総務大臣は、登録認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその登録に係る技術基準適合認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この款の規定に違反したとき。

二 第九十七条第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第八十六条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

3 (略)

第三款 承認認定機関

第百四条・第百五条 (略)

(準用)

第百十六条 第七十五条第二項第二号から第四号まで、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条から第八十四条まで並びに第九十条の規定は、支援機関について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十条第二項	第八十六条第二項第一号又は第三号に掲げる事項	その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地
第九十条第三項	届出(登録認定機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地の変更に係るものに限る。)	届出

(委員会への諮問)

第百六十条 総務大臣は、次に掲げる事項については、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第

(準用)

第百十六条 第七十五条第二項第二号から第四号まで、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条から第八十四条まで並びに第九十条の規定は、支援機関について準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十条第二項	第八十六条第二項第一号又は第三号に掲げる事項	その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地

(委員会への諮問)

第百六十条 (略)

一 (略)

二 第十九条第二項の規定による契約約款の変更の命令、第二十条第

三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告、第四十四条の五の規定による電気通信設備統括管理者の解任命令又は第二百一十一条第二項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第二百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条の二又は第二百一十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分又は第四十四条の五の規定による処分に係る聴

三項の規定による保障契約約款の変更の命令、第二十一条第四項の規定による特定電気通信役務の料金の変更の命令、第二十九条第一項の規定による業務の改善命令、第三十条第四項の規定による同条第三項の規定に違反する行為の停止若しくは変更の命令、第三十一条第四項の規定による同条第二項各号に掲げる行為の停止若しくは変更の命令若しくは第三十条第三項各号若しくは第三十一条第二項各号に掲げる行為を停止させ若しくは変更させるために必要な措置をとるべきことの命令、第三十三条第六項の規定による接続約款の変更の認可の申請の命令、同条第八項の規定による接続約款の変更の命令、第三十四条第三項の規定による接続約款の変更の命令、第三十六条第三項の規定による計画の変更の勧告又は第二百一十一条第二項の規定による業務の改善命令

(聴聞の特例)

第二百六十一条 総務大臣は、第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、又は第二百一十一条第二項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見の陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条

聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分又は第四十四条の五の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(登録等の条件)

第六十三条 登録（第九条の登録及び第十三条第一項の変更登録に限る。次項において同じ。）、認可、許可又は認定（技術基準適合認定を除く。次項において同じ。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第六十六条 (略)

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者に対し、当該技術基準適合認定に係る端末機器に関し報告をさせ、又はその職員に、当該技術基準適合認定を受けた者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「当該技術基準適合認定に」とあるのは、認証取扱業者については「当該認証取扱業者が受けた

の規定により委員会に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、委員会の委員のうちから、委員会の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(登録等の条件)

第六十三条 登録（第八十六条第一項の登録を除く。次項において同じ。）、認可、許可又は認定（技術基準適合認定を除く。次項において同じ。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 (略)

(報告及び検査)

第六十六条 (略)

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者に対し、当該技術基準適合認定に係る端末機器に関し報告をさせ、又はその職員に、当該技術基準適合認定を受けた者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定は、認証取扱業者又は届出業者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「当該技術基準適合認定」とあるのは、認証取扱業者については「当該認証取扱業者が受けた設計認証」と、届

設計認証」と、届出業者については「その届出」と、登録修理業者については「当該登録修理業者が修理したその登録」と読み替えるものとする。

4 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは支援機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定試験機関若しくは支援機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定は、登録講習機関又は登録認定機関について準用する。

6～8 (略)

(端末機器等の提出)

第百六十七条 総務大臣は、前条第二項の規定によりその職員に検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる端末機器又は当該端末機器の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者に対し、期限を定めて、当該端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができる。

2 国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を当該技術基準適合認定を受けた者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

4 前三項の規定は、認証取扱業者、届出業者又は登録修理業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは、「前条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものと

出業者については「その届出」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 前項の規定は、登録認定機関について準用する。

6～8 (略)

(端末機器等の提出)

第百六十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 前三項の規定は、認証取扱業者又は届出業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「前条第二項」とあるのは、「前条第三項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

する。

5ゝ7 (略)

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第三十条第一項若しくは第四十一条第三項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定

三 (略)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第五項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項から第四項まで、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第百八条第一項第一号から第三号まで若しくは第三項、第百九条第一項から第三項ま

5ゝ7 (略)

(審議会等への諮問)

第百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 (略)

二 第二十一条第一項の規定による基準料金指数の設定、第三十条第一項の規定による電気通信事業者の指定、第三十一条第一項の規定による特定関係事業者の指定、第三十三条第一項の規定による第一種指定電気通信設備の指定又は第三十四条第一項の規定による第二種指定電気通信設備の指定

三 (略)

四 第七条、第八条第三項、第九条ただし書、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十六条、第三十条第一項若しくは第五項、第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項、第三十二条第三号、第三十三条第一項、第三項、第四項第一号イ、ロ若しくはホ若しくは第二号、第五項、第十一項、第十三項若しくは第十四項、第三十四条第一項、第五項若しくは第六項、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十五条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十二条第一項、第七十条第一項第一号、第百八条第一項第一号から第三号まで若しくは第三項、第百九条第一項から第三項ま

で又は第百十条第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定
又は改廃

(手数料)

第百七十四条 電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、第六十八条の三第一項の規定による登録若しくは第六十八條の六第一項の規定による変更登録を受けようとする者、第八十五条の十五第一項の規定により総務大臣が行う講習を受けようとする者、第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者、第二百条第一項の規定による技術基準適合認定若しくは第百三条において準用する第百二条第一項の規定による設計認証を求める者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

第百八十二条 第八十五条の十三第二項又は第百条第二項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条

で又は第百十条第一項若しくは第二項の規定による総務省令の制定
又は改廃

(手数料)

第百七十四条 電気通信主任技術者試験若しくは工事担任者試験を受けようとする者、第八十八条第一項の規定による登録の更新を受けようとする者、第二百二条第一項の規定による技術基準適合認定若しくは第百三条において準用する第百二条第一項の規定による設計認証を求める者又は電気通信主任技術者資格者証若しくは工事担任者資格者証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料は、指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定試験機関の、その他のものについては国庫の収入とする。

第百八十二条 第百条第二項（第百三条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条

第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条又は第二百二十一条第二項の規定による命令又は処分違反した者

四（略）

五 第四十四条の三第一項の規定に違反して電気通信設備統括管理者を選任しなかつた者

六（略）

第百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十三条第三項又は第六十八条の八第二項の規定に違反して表示を付した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の三第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第百二十

第一項若しくは第二項、第三十条第四項、第三十一条第四項、第三十条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条又は第二百二十一条第二項の規定による命令又は処分に違反した者

四（略）

五（略）

第百八十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十三条第三項の規定に違反して表示を付した者

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項、第十八条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十五条第二項、第百八条第三項、第百二十条第四項（第百二十二条第四項にお

条第四項（第二百二十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇八（略）

九 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

十 第八十五条の十又は第九十六条（第三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十一 第八十五条の十二第一項の規定による届出をしないで講習事務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

十二 第九十二条第一項（第三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第九十九条第一項（第三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

十四〇十六（略）

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第六十八条の六第四項、第六十八条の十第一項、第八十五条の六第二項又は第九十条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の

いて準用する場合を含む。）又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二〇八（略）

九 第六十三条第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

十 第九十二条第一項（第三条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第九十六条（第三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十二 第九十九条第一項（第三条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者

十三〇十五（略）

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一（略）

二 第九十条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

届出をした者

三 第八十五条の九第一項若しくは第九十五条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第八十五条の九第二項若しくは第九十五条第二項の規定による請求を拒んだ者

別表第一（第八十五条の二、第八十五条の三関係）

講習		科目	講師
一 伝送交換技術に係る電気通信主任技術者定	期講習	イ 伝送交換設備及びその管理に関する科目	(1) 伝送交換技術に係る電気通信主任技術者として事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する事項の監督の職務に従事した経験を一年以上有する者
			(2) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下この表において同じ。）において電気工学又は通信工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者
ロ 電気通信事業法			(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
			(1) 伝送交換技術に係る電気通信主任技術者として事業用電気通信設備

三 第九十五条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者

	二 線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習	
ロ 電気通信事業法その他関係	イ 線路設備及びその管理に関する科目	その他関係法令に関する科目
(1) 線路技術に係る電気通信主任技術者として事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する事項	(1) 線路技術に係る電気通信主任技術者として事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する事項の監督の職務に従事した経験を一年以上有する者 (2) 学校教育法による大学において電気工学又は通信工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	備の工事、維持又は運用に関する事項の監督の職務に従事した経験を一年以上有する者 (2) 学校教育法による大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者 (3) (1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

	係法令に 関する科 目	の監督の職務に従事した経験を一 年以上有する者
(2)	学校教育法による大学において 行政法学を担当する教授若しくは 准教授の職にあり、又はこれらの 職にあつた者	
(3)	(1)又は(2)に掲げる者と同等以 上の知識及び経験を有する者	

別表第二（第八十七条、第九十一条関係）

一 学校教育法による大学（短期大学を除く。第三号において同じ。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において電気工学若しくは通信工学に関する科目を修めて卒業した者又は電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者であつて、技術基準適合認定若しくは設計認証又は端末機器の試験、調整若しくは保守の業務に従事した経験（以下「業務経験」という。）を一年以上有すること。

二～四（略）

別表第三（略）

別表第一（第八十七条、第九十一条関係）

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。第三号において同じ。）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において電気工学若しくは通信工学に関する科目を修めて卒業した者又は電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者であつて、技術基準適合認定若しくは設計認証又は端末機器の試験、調整若しくは保守の業務に従事した経験（以下「業務経験」という。）を一年以上有すること。

二～四（略）

別表第二（略）

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
事項	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の四関係）		事項	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の四関係）	
	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の	課税標準		登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の	課税標準
		税率			税率
一〇五十（略）			一〇五十（略）		
五十一 電気通信事業者の登録又は電気通信主任技術者に係る登録講習機関の登録若しくは端末機器に係る登録認定機関の登録			五十一 電気通信事業者の登録又は端末機器に係る登録認定機関の登録		
（一） 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録又は同法第十三条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十条第一項第二号（電気通信事業の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円	（一） 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録又は同法第十三条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十条第一項第二号（電気通信事業の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
	登録件数	一件につき九万円			
（二） 電気通信事業法第八十五条の二第一項（登録講習機関の					

五十二～百六十（略）	(三) 登録講習機関の登録 (更新の登録を除く。) 電気通信事業法第八十六条 第一項（登録認定機関の登録） の登録認定機関の登録（更新 の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
五十二～百六十（略）	(二) 電気通信事業法第八十六条 第一項（登録認定機関の登録） の登録認定機関の登録（更新 の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三十二条 前条の規定の適用がある場合における電気通信事業法第五十三条第三項、第五十五条第二項、第六十条第二項、第六十二条第四項、第六十八条の二、第六十八条の八第三項、第六十六条第七項及び第八項、第六百六十七条第三項、第六百六十八条並びに第七十一条の規定（同法第五十三条第三項の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第五十三条第三項中「<u>第四百四条第四項において準用する場合</u>」とあるのは「<u>第四百四条第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合</u>」と、「<u>第四百四条第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第二項の規定により適用される場合</u>」と、同法第六十八条の二及び第六十八条の八第三項中「<u>第四百四条第四項において準用する場合</u>」とあるのは「<u>第四百四条第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合</u>」と、「<u>第四百四条第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第二項の規定により適用される場合</u>」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	第三十二条 前条の規定の適用がある場合における電気通信事業法第五十三条第三項、第五十五条第二項、第六十条第二項、第六十二条第四項、第六十九条第一項、第六十六条第七項及び第八項、第六百六十七条第三項、第六百六十八条並びに第七十一条の規定（同法第五十三条第三項の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第五十三条第三項中「<u>第四百四条第四項において準用する場合</u>」とあるのは「<u>第四百四条第四項において準用する場合及び特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号。以下「相互承認実施法」という。）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合</u>」と、「<u>第四百四条第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第二項の規定により適用される場合</u>」と、同法第六十九条第一項中「<u>第四百四条第四項において準用する場合</u>」とあるのは「<u>第四百四条第四項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合</u>」と、「<u>第四百四条第七項において準用する場合及び相互承認実施法第三十一条第二項の規定により適用される場合</u>」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。